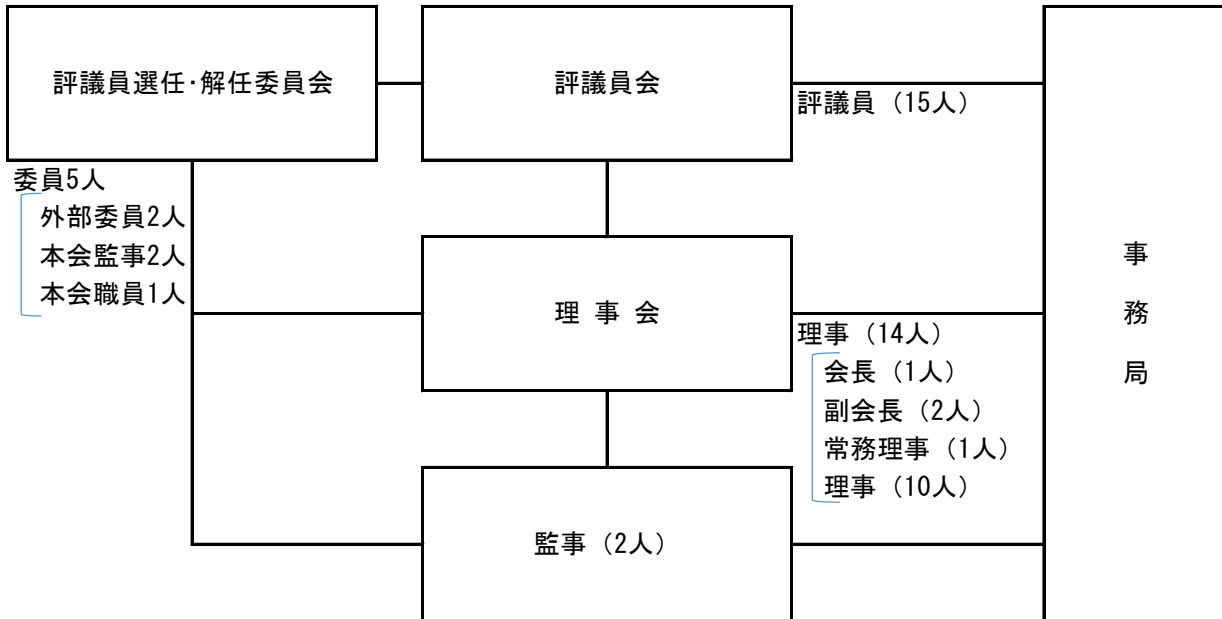


○社会福祉法人網走市社会福祉協議会組織

(2019. 6. 25現在)



●評議員選任・解任委員会（定款第7条）

委員会の権限

- (1) 評議員の選任及び解任

●評議員会（定款第11条）

評議員会の権限 ※決議事項

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

●理事会（定款第26条）

理事会の権限 ※決議事項

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

※日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

●監事（定款第20条）

監事の職務・権限

- (1) 理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- (2) いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

●部会(委員会)なし。（定款から削除）